

お知らせ

記者発表資料

令和6年1月31日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、中国地方整備局長より監督処分を受けた下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

蜂谷工業株式会社 岡山県岡山市北区鹿田町1-3-16

2. 指名停止措置期間

令和6年1月31日 ～ 令和6年8月30日 (7ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を複数年にわたり、技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年11月28日、中国地方整備局長より監督処分（営業停止45日間）を受けた。また同日、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分（営業停止22日間）を受けた。

さらに同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分（指示）を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）及びこれを準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約課長

はらだ あきのり
原田 明典 (内線2511)

◎総務部 専門調査官

おかざき はるよし
岡崎 晴好 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約管理官

いけじり やすひと
池尻 泰人 (内線130)

◎総務部 経理調達課 課長補佐

こいそ まさとし
小磯 政敏 (内線132)